

## 泉佐野市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例（平成5年泉佐野市条例第28号）及び泉佐野市人権行政基本方針の趣旨に基づき、全ての市民の尊厳や多様性が尊重され、誰もが自分らしく安心して生活していける地域社会の実現に向けて、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的指向 自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。
- (2) 性自認 自己が認識している性別をいう。
- (3) パートナーシップ 一方又は双方の性自認が、戸籍上の性別と異なる者又は性的指向が異性のみではない者であって、互いをその人生のパートナーとし、生活を共にし、又は共にすることを約した二人の関係をいう。
- (4) ファミリーシップ パートナーシップにある者及びその一方又は双方の子（実子又は養子をいう。以下同じ。）又は親（実親、養親及びこれらの配偶者をいう。以下同じ。）を家族とすることを約した家族の関係をいう。
- (5) 宣誓 パートナーシップ又はファミリーシップにあることを誓い、市長に対してこれを表明することをいう。

### (宣誓の要件)

第3条 宣誓は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者が行うことができるものとする。

- (1) 成年に達していること。
- (2) 一方又は双方が市内に住所を有すること又は市内への転入を予定していること。
- (3) 他の者と法律上の婚姻関係（事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）にないこと。
- (4) 双方が他の者とパートナーシップにないこと。
- (5) パートナーシップにある者が直系血族又は三親等内の傍系血族の關係にないこと（当該関係が養子縁組によるものであって、養子縁組する前の関係が直系血族又は三親等内の傍系血族ではなかった場合を除く。）。

- (6) ファミリーシップの宣誓をすることができる者は、前各号に掲げる要件を満たすパートナーシップにある者であって、その一方又は双方の子又は親と同居しており、かつ、生計が同一である者とする。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に市職員立会いの下、必要事項を自ら記入し、次に掲げる書類（有効期限のあるものについては、有効期限内のものに限る。）を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（市内への転入を予定している者にあつては、転出証明書等その事実を確認できる書類）
- (2) 戸籍抄本又は戸籍全部事項証明書（外国籍の者にあつては、在日本大使館等の外国の官憲の発行する婚姻要件具備証明書又は独身証明書及び当該書類に係る日本語の翻訳文）その他の配偶者がいないことを証する書類
- (3) 次条に規定する当事者が社会生活上日常的に使用している氏名（以下「通称」という。）の使用を希望する場合においては、公的機関からの郵便物等の当該通称を使用していることを証する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の宣誓書の自書が困難であると市長が認める場合は、市職員の立会いの下、当該宣誓書を提出する者以外の者に代筆させることができるものとする。

3 宣誓をしようとする者は、あらかじめ当該宣誓をする日時等について市と調整するものとする。

(宣誓書受領証の交付)

第5条 市長は、前条第1項の規定による宣誓書の提出をした者が、第3条各号に掲げる全ての要件を満たしていると認めるときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証（様式第2号。以下「受領証」という。）を交付するものとする。

(通称の使用)

第6条 宣誓をしようとする者が、通称の使用を希望するときは、戸籍上の氏名との併記により通称を使用できるものとする。

2 市長は、宣誓をしようとする者が通称の使用を希望するときは、受領証に表示する氏名に通称を使用するものとする。

(本人確認)

第7条 市長は、宣誓をしようとする者が本人であることを確認するため、次の各号の

いずれかの書類の提示を求めるものとする。

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード
- (2) 旅券法（昭和26年法律第267号）第2条第2号に掲げる一般旅券
- (3) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書であって、本人の顔写真が貼付されたもの
- (5) その他市長が適当と認める書類  
（受領証の再交付）

第8条 市長は、次の各号のいずれかの理由により、受領証の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）からパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証再交付申請書（様式第3号。以下「再交付申請書」という。）の提出があった場合には、受領証を再交付するものとする。

- (1) 紛失又は滅失
- (2) 毀損又は汚損
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が再交付の必要があると認めた場合

2 再交付申請書には、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める書類を添付するものとする。

- (1) 前項第1号及び第3号に掲げる理由による場合 第4条第1項各号に掲げる書類
- (2) 前項第2号に掲げる理由による場合 再交付を希望する者に係る受領証  
（宣誓事項の変更）

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓事項変更申出書（様式第4号。以下「宣誓事項変更申出書」という。）を市長に提出することにより、宣誓の内容又は宣誓書の記載事項を変更しなければならない。

- (1) 宣誓書の子又は親の氏名を削除するとき。
- (2) 宣誓書に記載された子又は親のいずれかが死亡したとき。
- (3) 宣誓書のパートナーの氏名を削除するとき（次条第2項に該当する場合に限る。）。
- (4) 宣誓書に記載された者に氏名の変更があったとき。
- (5) 第3条第2号及び第13条第2項第2号に規定する市内への転入を予定していた宣誓者が、市内に転入したとき。

- 2 宣誓事項変更申出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- (1) 前項第4号に該当するときは、氏名の変更があった者の戸籍抄本
  - (2) 前項第5号に該当するときは、転入した者の住民票の写し
- 3 市長は、第1項第1号から第4号までの理由により宣誓事項変更申出書の提出を受けた場合は、受領証を再交付するものとする。
- (受領証の返還)

第10条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証返還届(様式第5号)を市長に提出し、受領証を返還しなければならない。

- (1) パートナーシップが解消されたとき。
  - (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
  - (3) 第3条第2号及び第3号に掲げる要件を満たさなくなったとき(パートナーシップ制度自治体間連携ネットワークを締結している自治体(以下「連携自治体」という。)に転出後も引き続きパートナーシップを継続する場合を除く。)
- 2 前項(第2号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、宣誓書に子又は親の記載があるときは、死亡した宣誓者を除いて、宣誓書に記載されている宣誓者及び子又は親のそれぞれの同意により、ファミリーシップを継続できるものとする。

(子の氏名の削除)

第11条 宣誓書及び受領証に記載されている子は、15歳に達した日以後に、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証に関する申立書(様式第6号)を市長に提出することにより、当該宣誓書及び受領証から氏名を削除するよう申し立てることができる。

- 2 前項の規定による申立てがあったときは、市長は宣誓者に対して、当該申立てを行った者の氏名を削除した受領証を交付することができる。

(宣誓の無効等)

第12条 市長は、宣誓者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、当該宣誓を無効にし、受領証の返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により受領証の交付を受けたとき。
- (2) 受領証を不正に利用したとき。

(自治体連携に関する取扱いの特例)

第13条 宣誓をしようとする者が、連携自治体において受領証の交付を受けている場合であって、連携自治体から市内に転入後も引き続きパートナーシップを継続すると

きは、パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク規約第3条第2項の規定により、受領証の交付を受けることができる。

2 前項の規定により受領証の交付を受けようとする者（以下「転入宣誓者」という。）は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 転出地である連携自治体が交付した受領証
- (2) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（市内への転入を予定している者においては、転出証明書等その事実を確認できる書類）
- (3) 第7条に規定する本人確認書類の写し
- (4) 郵送手続の場合は、受領証の返信に必要な金額の切手を貼付した返信用封筒
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 転入宣誓者から前項の規定による書類の提出があった場合は、遅滞なく転出地である連携自治体に通知する。

（情報提供及び啓発）

第14条 市は、宣誓の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう必要な広報活動を行うとともに、市民や事業者に必要なかつ適正な情報提供を行い、その啓発に努めるものとする。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。